

令和6年 第2回選挙管理委員会会議録（要旨）

日時 — 令和6年2月22日（木） 午前10時00分～午前10時20分  
場所 — 高層館12階 選挙管理委員会室  
出席者 — （委員）中井委員長、星原委員長代理、松井委員、山口委員  
          （事務局）中井事務局長、新家事務局次長、永吉係長、清瀬係長、井上主査、  
                  菊川副主査

（中井委員長）

ただいまから、令和6年第2回選挙管理委員会を開催いたします。

今日の案件は、案件1として堺市選挙関係事務執行規程の一部改正について、そして案件2としてその他でございます。

それでは、案件1についての提案説明をお願いします。

（清瀬係長）

それでは2ページの議案第1号をご覧ください。

堺市選挙関係事務執行規程の一部改正についてでございます。

こちらに記載の改正の趣旨のと通りの改正を行います。

一つ目、本市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場について、区画の数に不足が生じる事態の発生に対応するため、その設置方法等について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

二つ目、公職選挙法の一部改正により、平成28年から専ら要約筆記のために使用する者に対し報酬を支給することができるようになったこと及び他市の状況を踏まえ、本市においても当該者に対し、報酬を支給することができることとし、所要の改正を行うものであること。

施行日は二つとも公布の日となります。

それでは、3ページをご覧ください。

こちらは規程改正のための改め文となっております。

それでは4ページをご覧ください。

4ページ以降は、改正内容についての新旧対照表となっております。

それでは、4ページに記載の第14条の改正の方から説明させていただきます。

第14条は、ポスター掲示場の設置についての規定となっております。

ポスター掲示場について、区画数が不足する恐れがあるといった不測の事態が生じたときに、速やかに対応できるようにするために改正を行います。

まず、ポスター掲示場につきましては、掲示板の向かって右側に選挙名や選挙期日などを記載する表示欄、向かって左側に区画を設けるように、こちらの堺市の規程の様式第16号でその旨が定められております。

参考にお配りしております写真に記載のとおり、表示欄は向かって右側、ポスターを貼る区画は向かって左側というふうになっております。この旨については、こちらの規程の

第14条第1項に記載がございます。

区画数につきましては、過去の選挙における立候補者数の実績や、立候補予定者数を考慮しまして、市の委員会にて決定をいただいております。こちらにつきましては、第14条第2項にその旨規定がございます。

ただ、この区画数がどれだけ最終的に必要になるかというのは、告示日の立候補受付が終わらないと確定しないため、ポスター掲示を設置するときは、想定した数字での区画数の決定となっております。

想定した区画数よりもはるかに多い立候補者予定者が見込まれる場合など、事前に用意した区画数に不足が生じるときは、区画数を直ちに變更しまして、区画の増設をいたします。

この場合におきまして、告示日が迫っていて時間的余裕がないなど、やむを得ない事情があるときは、様式16号や第14条第3項に記載の規定によらずに、表示欄の位置や区画番号の表示方法につきまして、別途委員会で決定するようにするために、条文を追加したいと考えております。第14条の第4項に追加をします。

市委員会は、第2項の規定により定めた区画の数に不足が生じるときは、直ちに同項の区画の数を変更するものとする。この場合において、市の委員会は、やむを得ない事情があるときは、第1項及び前項の規定に関わらず、別に様式及び番号を付する方法を定めることができる。

こちらにつきまして、このような緊急の対応が必要であった事例というのが、実際起こっております。お配りしている写真の一番右側にあるポスター掲示場が、令和5年の大阪府知事選挙のポスター掲示場でございます。大阪府知事選挙のポスター掲示場は、大阪府の選挙の規程に基づいて堺市で設置をしております。こちらにつきまして、立候補予定者数の増加が見込まれましたので、元々、大阪府から10区画で設置をするように指示があったのですが、急遽、10区画を12区画にするように指示がありました。

ただ、その指示があった時点では、堺市では3選挙、大阪市では4選挙の掲示板の設置がほとんど完了していた状況でございまして、スペースの問題や、区画数を横に増やすと横幅が増えますので、占用許可の取り直しや變更ということが必要となってきます。

また、区画を横に増やすという対応をしますと、一度設置した掲示板を動かして設置のやり直しなども必要となり、時間を要するということになりまして、告示日が迫っていたタイミングでもございましたので、区画を横に増やすというのは非常に難しい状況となっております。

このため、大阪府の選挙管理委員会では、府の規程に基づきまして、掲示場の様式の変更を行いまして、その結果、こちらの写真にあるように、元々、右側にあった表示欄の部分を区画増加分の11、12の区画に変更しまして、元々あった表示欄につきましては、下の方にベニヤ板で付けるという形の手法をとりまして、横のスペースを増やすことなく立っている状況で速やかに対応することができました。

堺市で同様の事態、急遽どうしても区画を増やさないといけないというようなことが起こってしまったときに、現状の規定のままでは、大阪府と同様の対応ができないということになりますので、条文を追加しまして不測の事態に備えるということになっており

ます。

それでは続きまして、新旧対照表の4ページと5ページの間の第30条につきましての部分と新旧対照表の6ページ、様式第10号につきまして、規定の中に誤字がございましたのでそれを修正するための規定整備をしております。

戻りまして、5ページの新旧対照表をご覧ください。第50条の改正となっております。

公職選挙法の一部改正によりまして、平成28年から口述を要約して文書図画に表示する要約筆記のために使用する者に対し、報酬を支給することができるようになったこと、また、他市の状況等を踏まえまして、本市においても当該者に対し、報酬を支給することができることとする改正を行おうと考えております。

1人1日につき支給できる報酬の最高額については、15,000円と定めるものとなっております。

改正内容の説明については、以上となります。

(中井委員長)

ありがとうございました。

今、説明いただきましたが、内容について質問或いは意見がありましたら、どうぞ。

(委員)

なし。

(中井委員長)

私の方から少しお聞きしたいのですが、4ページの改正後の4項のところですが、趣旨は十分理解できるのですけれども、この4項の終わりに、「別に様式及び番号を付する方法を定めることができる」と書いてありますが、これは、その都度、委員会を開くということになるのですか。

(中井事務局長)

そうです。臨時会を開いて決定することとなります。

(中井委員長)

わかりました。

それでは、案件1につきましては了といたします。

案件2のその他は何かありますか。

(中井事務局長)

事務局からは特にございません。

(中井委員長)

それでは、以上で、第2回選挙管理委員会を終了いたします。